

## 34.01

## 公開前審査

出願公開前に審査した時点で拒絶理由が存在した場合は拒絶理由を通知しているが、後に出願公開されると特許法第29条の2の先願となる未公開出願を発見した場合は、当該先願となる未公開出願の出願公開を待って拒絶理由の通知を行う。この場合は審査を一時保留している旨の通知書を審査官名で出願人に通知する（以下の記載例を参照）。

&lt;記載例1&gt;

## 通知書

特許出願の番号	特願〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇
	平成〇〇年〇月〇日
特許序審査官	〇〇 〇〇
特許出願人代理人	〇〇 〇〇 様

標記の特許出願に関する先行技術文献の調査を行ったところ、後に出願公開されると特許法第29条の2の先願となる未公開の出願を発見しました。このため、現在、審査を一時保留していることを参考までに通知します。

なお、当該未公開の出願が出願公開された後（平成〇〇年〇月頃の予定）に、改めて拒絶の理由を通知します。

---

この通知の内容に関するお問い合わせ又は面接のご希望がありまし  
たら次の連絡先までご連絡ください。

審査第【漢数字】部【審査室】 【審査官（補）名】

TEL. 03-3581-1101 内線

FAX. 03- —

&lt;記載例2&gt;

## 通知書

特許出願の番号	特願〇〇〇〇一〇〇〇〇〇〇
	平成〇〇年〇月〇日
特許序審査官	〇〇 〇〇
特許出願人代理人	〇〇 〇〇 様

標記の特許出願に関する先行技術文献の調査を行ったところ、特許法第184条の4第1項の外国語特許出願であって、のちに同項の明細書の翻訳文及び同項又は同条第2項の請求の範囲の翻訳文が提出されると同法第29条の2の先願となる出願を発見しました(下記参照)。このため、現在、審査を一時保留していることを参考までに通知します。

なお、上記翻訳文が提出された後に、改めて拒絶の理由を通知します。

## 記

国際公開第20〇〇／〇〇〇〇〇〇号参照(特に第〇頁参照)

---

この通知の内容に関するお問い合わせ又は面接のご希望がありましたら次の連絡先までご連絡ください。

審査第【漢数字】部【審査室】 【審査官(補)名】

TEL. 03-3581-1101 内線

FAX. 03- - -